

静岡県公安委員会公文規程の制定について（甲通達）

（昭和35年10月26日書第827号）

昭和35年11月1日付静岡県公安委員会規程第4号をもつて、別添の通り公文規程が制定され、即日施行されるととなつたから、運営上遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

公安委員会の公文については、従来これについての規定がなく、ために規則、規程等の帰依意識の区分が不明確で、また書式の定めもないため、その取り扱いがまちまちであり、統一を欠きらいがあつた。今回の公文規程の制定は、これらについての解釈を統一し、事務取扱いの適正を期するため行われたものである。

2 運営上の留意事項

- (1) 公文の種別は、規則、告示、指令、規程、公告、一般文書の6種とした。したがつて、現存する公安委員会訓令は、すべてこの規程に定める公安委員会規程とみなして取扱うこととした。（第2条、附則2）
- (2) 公安委員会の行う公示の形式として、告示及び公告の2種を定めたが、いずれの形式をとるかについては、その内容により、おおむね次の基準によつて決すること。
 - ア 告示による場合は、公安委員会が法令又は条例の委任に基づいて、一定の基準、条件、制限等の設定、指定等の細目的事項を規定する場合で、かつ、その内容が法規としての性質をもち、一般人を拘束する場合である。

たとえば、警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費の告示などである。
 - イ 公告による場合は、告示以外のもので、公示する内容が一般人を拘束する法規としての性質をもたないものの場合である。たとえば、
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等による聴聞期日及び場所の公示
 - (イ) 自動車運転免許試験の期日、場所等の公示などである。（第2条）
- (3) 公文のうち部外に公表を要するものとは、告示、公告並びに公表する必要があると認められる規則及び規程である。（第5条）
- (4) 公文の施行手続については、次によること。（第4条、第5条）
 - ア 規則、規程及び告示については、当該事務の主管課は、浄書校合した原稿に県公報掲載依頼書（静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年県本部訓令第36号）様式第10号）を添え、原議書とともに県本部警務課に提出して、公文書登録簿への登録及び県公報掲載手続を依頼すること。
 - イ その他の公表を要する公文については、前記に準じ県公報掲載の手続をとること。